

ひよりやま No.3

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

みなさま健やかに新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。1月も中旬に入りますが「七草がゆ」は召し上がられましたか？。もとは中国から入ってきた風習だそうで、*五節句のひとつである「人日（じんじつ）」に食して邪気を払い、一年間の無病息災を祈願するものです。庶民に広まったのは江戸時代とのこと。

スズシロは
大根です

私は小学校の頃、母に教わって「せり なずな ごぎょう はこべら ほとけのざ すずな すずしろ」と語呂良く覚えました。

七つの食材をそろえるのは大変ですが、今はお店でセットを求めることができますね。わが家では妻が買ってきてイソイソとお粥をつくってくれました。これで今年も元気でがんばれます。

*五節句 { 1月7日の人日（じんじつ → 人の日）、3月3日の上巳（じょうし → 桃の節句）
5月5日の端午（たんご → 菖蒲の節句）、7月7日の七夕（しちせき → たなばた）
9月9日の重陽（ちょうよう → 菊の節句） }



賭博



2016年12月15日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」～いわゆる「IR推進法〈カジノ法〉」～が成立しました。「外国

からの観光客誘致につながる」「ギャンブル中毒者が増える」など賛否ご意見は様々ですが、それはひとまず置いて今回はそもそもの「賭博罪」をご紹介します。（某市の市長さんが「賭け麻雀」をしていたというニュースもありましたね）

☆ 刑法では第185条～187条で「賭博・富くじに関する罪」として4つの罪を定めています。

① 単純な賭博	賭博をしたら、50万円以下の罰金又は科料に処せられます。ただし、「一時の娯楽に供する物」を賭けただけなら処罰されません。
② 常習賭博	常習として賭博をしたら3年以下の懲役に処せられます。
③ 賭博場開帳 ・博徒結合	賭博場を開張したり、博徒を結合して利益を図ったら、3月以上5年以下の懲役に処せられます。
④ 富くじの発売・取次・授受	省略します。

☆ ところで、賭博の犯罪は1年間にどのくらい発生しているのでしょうか。「犯罪統計書 平成26年度の犯罪 警察庁」によれば、普通賭博罪は認知件数141件・検挙件数139件（検挙率98.6%）、常習賭博罪は認知件数44件・検挙件数40件（検挙率90.9%）です。多いのか、少ないのか……。

「いかさま賭博」を描いた名画

最後に「いかさまトランプ」を描いた名画をご紹介します。まずカラバッジョ（伊）の「トランプ詐欺師」です。右手を後ろにまわし、今まさにいんちきをしようとしている瞬間がドラマチックに表現されています。

次にラ・トゥール（仏）の「いかさま師」。この絵では画面端の男が左手にカードを隠し持っていますが、同じ構図でカードが〈クラブのA〉バージョンと〈ダイヤのA〉バージョンの2作品あります。さすがに二人とも「光と闇の画家」、ほんとうに素晴らしい作品です。是非、ネットで検索して（できれば所蔵美術館にて）ご覧ください。残念ながら、私はまだ本物を見たことがありません。